

平成28年度後期以降における居宅介護支援費の算定に関する 特定事業所集中減算の取扱いについて

松山市における平成28年度後期以降の居宅介護支援費の算定に関する特定事業所集中減算の「正当な理由の範囲基準」について下記のとおりとする。

記

I 適用開始

平成28年度前期（判定期間平成28年3月1日から平成28年8月31日）から適用開始

II 正当な理由の範囲基準の取扱い

超過しているサービスに係る理由が次の要件に該当する場合は当該サービスの超過について正当な理由があるものとする。

(1) サービス事業所が少数である場合

- ① 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、認知症対応型共同生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）、地域密着型特定施設入居者生活介護（利用期間を定めて行うものに限る。）又は看護小規模多機能型居宅介護（利用期間を定めて行うものに限る。）がサービスごとでみた場合に5事業所未満である場合。ただし、介護保険上のみなし指定を受けている事業所については、判定期間中における介護給付費の請求実績が確認できる、前半3月の間に請求実績がない事業所は含めない。
- ② 特別地域居宅介護支援加算（離島等サービス提供が困難な地域）を受けている事業者である場合。
- ③ その他、地域の実情に特段の理由があり、利用できるサービス事業所が限られると個別に認められる場合。

(2) 事業所の規模が小規模である場合

判定期間の1月あたりの平均の居宅サービス計画の総件数が20件以下である場合。

(3) サービスの利用が少数である場合

対象サービスを位置付けた1月あたりの平均の居宅サービス計画件数がサービス種類ごとにみた場合に10件以下である場合。

(4) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

① 当該事業所を新規に位置づけた場合

居宅介護支援事業所が居宅サービス事業所の選択に関する説明を行うと同時に、「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書(様式3)」を作成し、「利用者から居宅サービス事業所の利用に関する理由書(様式4)」の提出を受け、松山市に必要書類を提出したのち、適正サービス検討会議で意見・助言を受け、「適正サービス検討会議の要点(様式5)」を提出しているもの又は、書類審査を受けているもの。

② 当該事業所を継続して位置付けた場合

「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書(様式6)」を作成し、利用者から「居宅サービス事業所等の継続利用に関する理由書(様式7)」の提出を受け、松山市に必要書類を提出したのち、適正サービス検討会議で意見・助言を受け、「適正サービス検討会議の要点(様式5)」を提出しているもの又は、書類審査を受けているもの。

※(様式3・4)又は(様式6・7)等の提出は、居宅サービス計画作成後10日以内に松山市介護保険課へ提出してください。(提出が遅延した場合は適正サービス検討会議や書類審査が受けられない場合があります。)
適正サービス検討会議や書類審査を受けられない場合は、サービスの質が高い理由として認められません。

III 特定事業所集中減算の取扱い

(1) 全ての指定居宅介護支援事業所は、「チェックシート」(様式1)により、判定期間ごとに紹介率最高法人の割合を管理するものとし、当該書類は5年間保存するものとする。

ただし、同じ内容が記載されている場合は、同様式にかかわらず、任意の様式を使用することができる。

(2) 全ての指定居宅介護支援事業所は、「チェックシート」(様式1)の作成にあたり、「計算シート」(様式2:「参考様式」)を使用する等により、その算定方法に間違いがないよう努めるものとする。なお、算定の根拠となった資料については、5年間保存するものとする。

(3) 超過事業所は、前期判定期間については9月15日までに、後期判定期間に

については3月15日までに「チェックシート」(様式1)を松山市介護保険課に提出し、正当な理由があるとする事業所については、別紙としてサービス利用報告書(様式8)を提出する。

- (4) みなし指定事業所における介護給付費の請求実績の有無については、松山市介護保険課に確認すること。(松山市以外の事業所については各市町へお問い合わせください。)

IV 特定事業所集中減算様式

特定事業所集中減算様式(松山市介護保険課ホームページに掲載)

「チェックシート(様式1)」

「計算シート(様式2)」

「サービス利用状況報告書(様式8)」

※全事業所作成保管。
※超過事業所は半期ごとに提出すること。

- 新規にサービス計画を作成開始する場合(利用者ごとに作成)
 - 「届出書表紙1」
 - 「居宅サービス事業所の選択に関する説明についての確認書(様式3)」
 - 「居宅サービス事業所等の利用に関する理由書(様式4)」

- 引き続きサービス計画を作成した場合(利用者ごとに作成)
 - 「届出書表紙2」
 - 「居宅サービス事業所継続利用についての確認書(様式6)」
 - 「居宅サービス事業所等の継続利用に関する理由書(様式7)」

- 適正サービス検討会議にかけた場合(会議後5日以内に松山市へ提出)
 - 「適正サービス検討会議の要点(様式5)」

注意事項

- 特定事業所集中減算の適用を免れるため、利用者の意向に関係なく、契約居宅介護支援事業所を交互に変更するなど、運営規準に違反することのないようにしてください。
このような不当な事実が確認された場合は、行政処分等の対象となりますので、適切な運営をお願いします。